

市川町立甘地小学校 いじめ防止基本方針

市川町立甘地小学校

1 本校の方針

本校は、「共にきたえ高め合い、こころ豊かで元気な児童の育成」を学校教育目標に掲げ、充実した学習活動や多様な体験的な活動の中で知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育み、実践力を持った児童の育成を目指している。「児童にとって 今日が楽しく 明日が待たれる学校づくり」の言葉を児童・保護者・教職員の間で共有しながら地域社会とも連携し、全校児童のひとりひとりが安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組める環境づくりに努めている。そのためには、思いやりの心、命を尊重する態度や人権尊重の精神、共に支え合う態度の育成など豊かな心を育成することが基礎となるが、とりわけ今、学校現場等で発生するいじめ事象は、尊い命をも奪うものであり、どの学校でも起こり得るという認識のもと全力で取り組むべき課題である。

本校では、このようないじめに対応するため、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために、「甘地小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校の児童は、指導に従順に従う児童も多数いる反面、自己のわがままや自己中心的な言動により集団とのかかわりの中でトラブルを起こしてしまう児童も見られる。教育活動では確かな学力を育成することと同時に、特に体験的活動の視点における特別活動や学校行事の中で自尊感情の基盤育成を図り、自他の命と人権を大切にすることを育てる教育を推進している。

いじめについては、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ちその対応にあたる。日常的な活動の中では、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、全ての児童が安心して学校生活を送り様々な活に取り組むことができる教育を推進する。万が一、事案が発生した場合には、以下を基本的な考え方として、いじめに対応する。

○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、命をも奪いかねない行為であるとの認識のもと対応する。

○いじめは深刻な人権侵害であることを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように指導し切る。

○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最重要であることを認識しつつ、町、学校、家庭、地域その他の関係者・機関と連携し、いじめの問題を克服する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見をするためのチェック リストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。身体に重大な傷害を負った場合や、金品が重大な被害を受けるケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指導助言等による支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織（いじめ対応チーム）で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、町教育委員会（県教育委員会）が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

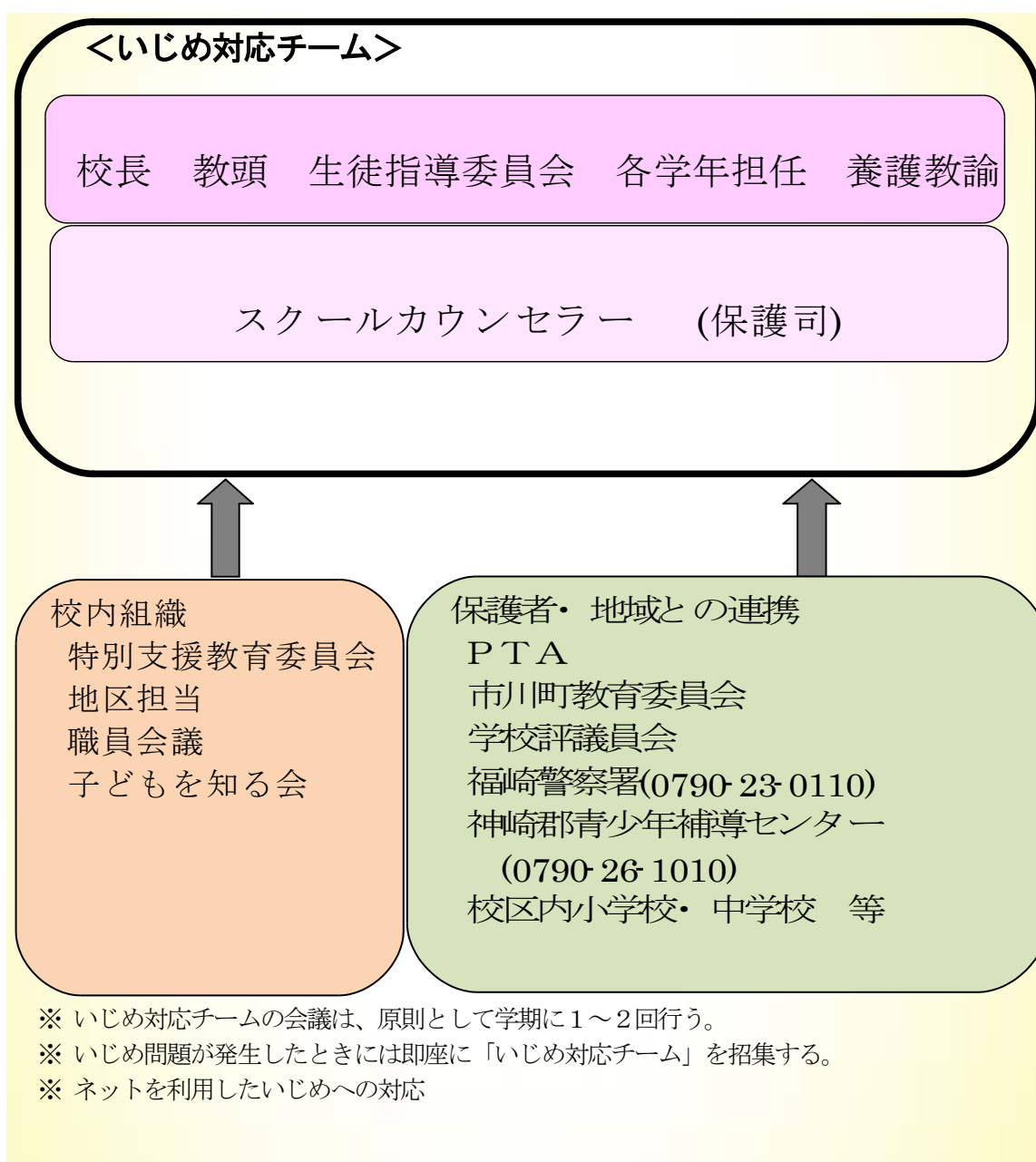
5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、保護者会、懇談会などの機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「生徒指導委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



いじめが起こしやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが 増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 決められた座席と違う席に座っている

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 教室で一人離れて食べている
- ☐ 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 教師が近づくと、集団が分散する

年間指導計画

別紙3

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前の幼稚園・保育所等との情報交換 学級づくり	教育相談
5月	保護者向け啓発	職員研修会	
6月	事 案 発 生 い じ め 対 策 委 員 会 職 員 会 議	人権学習	いじめアンケート①
7月			保護者面談
8月		カウンセリング研修	
9月		人権学習	教育相談
10月		全学級道徳授業 (授業公開)	
11月			いじめアンケート②
12月			保護者面談
1月		人権学習	教育相談
2月			
3月		いじめ対応チーム 本年度のまとめ	

職員会議等

○「子どもを知る会」を定期的に開催し、教職員の共通認識を図る。

- ・全職員参加
- ・月に一度実施
- ・気になる児童についての情報交換・問題把握
- ・活動方針の策定

未然防止に向けた取り組み

- ・入学前に幼稚園・保育所との情報交換をする。
- ・いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・人権学習に取り組む

早期発見に向けた取り組み

- ・いじめアンケートを実施し、実態をつかむ。
- ・保護者面談だけではなく、日常の日記等により、児童の日常の微妙な変化をとらえる。

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・個人面談・児童からの訴え・情報提供等の情報

正確な実態把握

即日対応

指導体制、方針決定

いじめ対応チームの招集・指揮（校長）

①報告の流れ

情報を得た教職員
→当該児童の担任・学年関係者
→生徒指導担当・教頭
→校長
→町教育委員会

②保護者へは、事実確認をした後、連絡する。（その後は適宜連絡）

<いじめ対応チームで緊急対策会議の開催>

- ①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解。
- ②調査方針及び分担を決定。
- ③事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定。
- ④2名以上の教員で当該児童について事情を確認し、事実関係を把握していじめ対応チームへ報告。
- ⑤報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。（当該児童の担任・学年関係者・生徒指導担当）
- ⑥職員会議で報告、職員全体で共通理解。

保護者

連携

児童への指導・支援

連絡・相談

関係機関

- ① いじめ解消に「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- (ア) いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
- (イ) いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ② 暴力・恐喝等 学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

支援を依頼

- ・ 警察（福岡警察署生活安全課）
0790-23-0110(代)
- ・ 神崎郡青少年補導センター
0790-26-1010
- ・ 姫路こども家庭センター
079-297-1261

今後の対応

- ①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに町教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②町教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- (ア) 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、保護者とも連携を保ちながら情報を積極的に収集する。
- (イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を児童に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。